

各種受給者証の更新時期です

8月1日(土)以降は新しい証を医療機関に提示してください。

① 後期高齢者医療保険の方 新しい資格確認書(紫色) を郵送します

■有効期限が7月31日(金)の
資格確認書をお持ちの方
新しい資格確認書または
資格情報のお知らせ(資格
情報通知書)を7月31日ま
でに郵送します。

マイナ保険証を1年間に
6回以上利用し、かつマイ
ナ保険証を直近3カ月に1
度でも利用した84歳以下の
方には、資格情報のお知らせ
(資格情報通知書)を送
付します。資格情報のお知
らせだけでは医療機関を受
診することはできませんの
で、必ずマイナ保険証と一
緒にお持ちください。

▼問合せ 市民保険課

Tel 89・2159
地域局市民福祉課
Tel 73・2114

② 介護保険の方 各証の更新手続きを 行ってください

■有効期限が7月31日(金)の
負担限度額認定証を
お持ちの方

施設サービスやショート
ステイを利用しており、一
定の所得要件を満たす方
は、食費や居住費が軽減さ
れます。

現在お持ちの負担限度額
認定証は更新手続きが必要
です。案内を送付しますの
で、期日までに更新手続き
を行ってください。

▼提出先

長寿いきがい課⑯⑱窓口
地域局市民福祉課

▼期日 7月31日(金)まで
▼提出するもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 預貯金などの調査のため
の同意書
- ③ 預貯金・定期預金などの
通帳の写し

■有効期限が7月31日(金)の 介護保険負担割合証を お持ちの方

要支援・要介護認定を受
けている方は、介護サービ
スを利用する際の負担が1
／3割に軽減されます。

8月から使用する新しい
割合証を7月31日(金)までに
郵送します。介護サービ
スを利用する際には、介護
保険被保険者証と一緒に
サービス事業所や施設など
へ提出してください。

❏ いずれも

▼問合せ 長寿いきがい課

Tel 89・2157

ご注意ください

古はさて
市職員が各家庭を訪問し
い証などを回収する
ありません。ご自身
みなどで裁断して破棄
ください。不審な訪問
けた場合は、渡さず
連絡ください。

③ 福祉医療費受給者証 (マル福) 対象の方

▼対象

- 乳幼児(未就学児) およ
び小中高生等
- ひとり親家庭の児童生徒
等

- 65歳以上で身体障害者手
帳4／6級をお持ちの方
- 次の①／③のいずれかに
該当する社会保険本人
- ① 身体障害者手帳1／3級
の交付を受けている方
- ② 療育手帳Aの交付を受け
ている方

- ③ 精神障害者保健福祉手帳
(1級)の交付を受けてお
り、自立支援医療費(精
神通院)の支給を受けて
いる方

※対象区分によっては所得
制限があります。基準額
を超えている方には、非
該当通知を送ります。

■手続きが不要な方

令和7年中の所得確認が
でき、引き続き該当となる
方には、新しいカードを7
月31日までに郵送します。

■手続きが必要な方

- ・ 新たに対象となる方
- ・ 令和7年中の申告状況や

所得確認ができない方
※後日郵送で通知します。

■次の方はご相談ください

▼65歳以上で、身体障害者
手帳4／6級をお持ちの
マル福カードを持ってい
ない方

国民健康保険や社会保険
などの被扶養者の方で、ご
本人や同一世帯のご家族の
所得金額が基準額を超えて
いなければ、マル福カード
を交付します。

▼資格確認書などの社会保
険本人をお持ちの18歳ま
での方

乳幼児(未就学児)およ
び小中高生等、ひとり親家
庭の児童生徒等に該当し、
社会保険本人の方でマル福
カードを持っていない方
は、マル福の対象となりま
す(18歳の年度末まで)。
健康保険情報がかかるもの
(資格確認書など)をお持
ちのうえ、窓口で申請して
ください。

❏ いずれも

▼問合せ 市民保険課

Tel 89・2159
地域局市民福祉課
Tel 73・2114